

新型コロナウイルス対策支援について(R2.6.24 現在)

現在、新型コロナウイルス関連の支援メニューが国、新潟県、南魚沼市、各種団体などから出ております。特に相談が多い支援メニューについては、下記に記載しておりますが、支援メニューが多くあるため、ご自身で判断できないこともあるかと思ひます。塩沢商工会では各事業者の方に、どの支援メニューが当てはまるかなど相談業務の強化を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

(1)各種給付金

①持続化給付金(上限額:法人 200 万円・個人事業者 100 万円)

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者(昨年の同月と比べて 50%以上の事業収入の減少)に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金です。(白色申告者については、昨年度の事業収入を12ヶ月で割って、昨年1ヶ月の事業収入として計算いたします。)

給付額は、前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)となり、給付額の上限は、法人 200 万円、個人事業者 100 万円となります。

塩沢商工会では、令和2年7月上旬よりしばらくの間、持続化給付金の申請ができるパソコンを設置予定です。持続化給付金の申請がお済でない方は、**塩沢商工会職員が申請書に必要な書類の確認や申請のサポート**をいたしますので、塩沢商工会までお問い合わせください。

また、令和2年7月23日(木)～令和2年7月30日(木)まで、持続化給付金の事務局による申請サポートを六日町商工会にて行います。ご希望の方は塩沢商工会にて、書類の確認や会場(六日町商工会)予約等を行いますので、塩沢商工会までお問い合わせください。

②南魚沼市事業継続給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年2月～4月のいずれか1か月間の事業収入が昨年同月と比べ20パーセント以上50パーセント未満減少している市内中小企業者等の事業活動の継続を支援するため、市独自の給付金を支給します。

給付額は、30万円ですが昨年1年間の事業収入からの減少分を上限とします。

申請締め切りは、令和2年7月31日(金曜日)です。

③南魚沼市経営支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響によって市内の経済活動が停滞し、固定費の支払いによる事業者の経営上の負担を支援するため、市独自の給付金を支給します。

給付額は、10万円ですが、上記②の「南魚沼市事業継続給付金」の支給を受けず、国の持続化給付金の支給を受けた事業者の方は、30万円となります。また、給付金の支給は、1事業者につき1回を限度とし、給付金の支給後に国の持続化給付金の支給を受けた場合であっても、給付金の差額については、追加給付は行いません。

申請は南魚沼市のホームページから申請書等をダウンロードするか、塩沢商工会までお問い合わせください。市HP(<http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/business/1591589579003.html>)

(2)新潟県新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金(三密対策支援金)

新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、事業者が取り組む「新しい生活様式に対応した感染予防の設備整備等」を支援するものです。

一事業者あたり5万円~20万円(補助率 10分の10) ※要件を満たす総額5万円以上の経費(税抜)について、20万円を上限に実費(実際に支払った金額)を支給します。

対象経費は、令和2年4月1日から申請日までに支払った新型コロナウイルス感染予防に必要な「衛生設備」(飛沫感染防止パネル、透明ビニールカーテン、ソーシャルディスタンス確保を目的としたサイン、消毒設備、換気扇、空気清浄機(ウイルス対策可能なもの)、換気機能や空気清浄機能(ウイルス対策可能なもの)を持つエアコン、非接触体温計、セルフレジ、キャッシュレス化対応機器など)の導入や「衛生用品」(フェイスシールド、ガウン、エプロン、防護服、マスク(マスクケース含む)、アルコール消毒液、消毒用ウェットティッシュ、ティッシュペーパー、洗剤・漂白剤 など)の購入等に関する経費。ただし、「衛生用品」の購入費のみの経費は支給対象外です。

申請期間は、令和2年6月30日から令和2年7月31日までですが、予算額を超える申請があった場合は、期間内であっても受付終了となるため、早めの申請をお勧めいたします。

申請書や申請受付要領は塩沢商工会で配布しております。

お問い合わせは、新潟県三密対策支援金センター(電話番号:025-282-1759)まで。

(3)日本政策金融公庫による融資及び利子補給

下記の新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策マル経融資については、既存の公庫借入について、借換ができる場合もありますので、お気軽にお問い合わせください。

①新型コロナウイルス感染症特別貸付(返済期間:設備20年以内、運転15年以内)

融資限度額は、国民事業6,000万円です。

②新型コロナウイルス対策マル経融資(返済期間:設備10年以内、運転7年以内)

小規模事業者経営改善資金融資(通称:マル経)は、商工会等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

ア 融資限度額 別枠1,000万円(既存のマル経の限度額2000万円と別枠です。)

イ 金利 経営改善利率1.21%(令和2年6月1日現在)より当初3年間、▲0.9%引下げ

ウ お問い合わせ先 塩沢商工会 電話:025-782-1206

③特別利子補給制度(実質無利子)

上記①、②の借入を行った中小事業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象になります。

ア 適用対象

①個人事業主(事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る):要件なし

②小規模事業者(法人事業者):売上高▲15%減少

③中小事業者(上記①②を除く事業者):売上高▲20%減少

イ 利子補給(借入後当初3年)

補給対象上限:(日本公庫等)中小事業1億円、国民事業3,000万円

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

(4)民間金融機関において実質無利子・無担保融資

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、中小事業者への資金繰り支援を強化するため、経済産業省では、信用保証制度を利用した都道府県等による制度融資に対し補助を行うことで、民間金融機関においても、実質※無利子・無担保・据置最大5年の融資を可能とします。あわせて、信用保証料を半額又はゼロとします。また、民間金融機関の信用保証付き既往債務の実質無利子融資への借換えを可能とし、事業者の金利負担及び返済負担を軽減されます。

本制度に基づく融資に関しては、金融機関を一元的窓口としてワンストップで効率的、迅速に各種手続きを行うことで、迅速な融資実行を推進します。お取引のある金融機関へお問い合わせください。

(5)雇用調整助成金(雇用保険加入者)・雇用安定助成金(雇用保険未加入者)

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

申請・お問合せ先 ハローワーク南魚沼 電話:025-772-3157

また、南魚沼市では、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する国の雇用調整助成金を受けた市内事業者に対し、一律5万円を支給します。(申請期間 令和2年12月28日まで)

(6)南魚沼市わがまち応援「プレミアム付飲食・宿泊券」

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けた市内の飲食業・宿泊業・タクシー及び運転代行業を支援するため、発行する市民向けのオトクな【飲食・宿泊券】です。

「プレミアム付飲食・宿泊券」の使用期間は、令和2年7月4日～令和2年12月31日まで。「プレミアム付飲食・宿泊券」の販売は、令和2年7月4日から、みなみ魚沼農業協同組合の各支店(月～金曜日(祝日除く))、南魚沼市観光協会(道の駅南魚沼 今泉記念館)、六日町駅案内所、うおぬま・浦佐駅観光案内所「MYU」にて販売されます。

また、実施主体である南魚沼市観光協会(道の駅南魚沼内)では、「プレミアム付飲食・宿泊券」の取扱店を募集しております。募集期間は令和2年7月31日(金)までですが、7月6日(月)までの申込分は、市内に折込配布する「取扱店一覧表」に掲載しますが、以降の申込みの場合は、ウェブサイトのみの周知となります。

詳しくは、南魚沼市観光協会までお問い合わせください(電話:025-783-3377)

(7)家賃支援給付金

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少

②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

給付額は、申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額(月額)を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円となります。

申請書類など詳細については、決定次第、経済産業省ホームページにて公表されます。

(8)その他

①NHKの放送受信料の免除

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、多くの中小企業や個人事業者の事業継続が困難となる事態が生じていることから、持続化給付金の給付決定を受けた事業者の負担を軽減するための緊急的な措置として、総務大臣の承認を受けて、受信料を免除することとしました。

免除の期間は、NHKに免除の申請をした月とその翌月(2か月間)ただし、受信機を設置した月に、受信契約を締結して、免除を申請した場合は、その翌月および翌々月(2か月間)

申請は、NHKのホームページより「免除申請書」をダウンロードし記入するとともに、必要書類とともにNHK東京事務センターへ郵送します。

お問い合わせは、新潟放送局(電話番号:025-230-1651)

②南魚沼市 新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により一定以上収入が減少したなど、以下の要件に該当する世帯は、申請により、国民健康保険税の減免が受けられます。詳しくは、南魚沼市 市民生活部 税務課 市民税係(電話番号:025-773-6668)までお問い合わせください。

②持続化補助金

以前から塩沢商工会員の皆様よりご活用いただいていた「持続化補助金」ですが、今までと同じ「一般型」のほかに、「コロナ特別対応型」が現在ご活用いただけます。詳細については、同封のチラシまたは、塩沢商工会までお気軽にお問い合わせください。

観光部 第1回 持ち寄り会勉強会

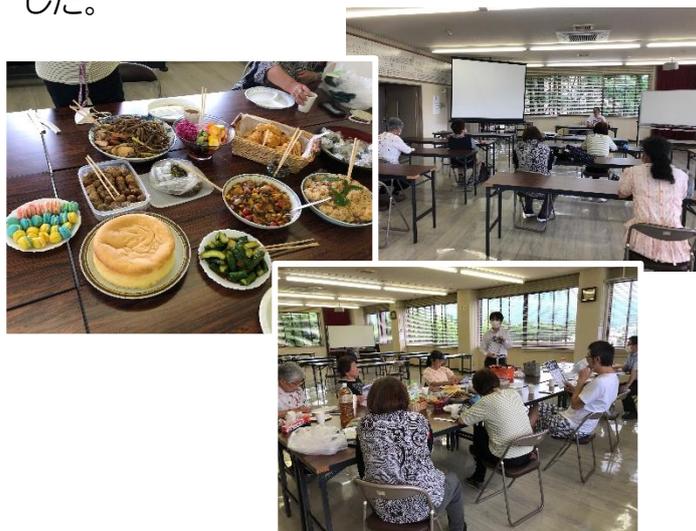
6月22日(月)に観光部の第1回持ち寄り勉強会を開催しました。

今回の勉強会では簡単！スマートフォン・タブレット勉強会と題して、皆さんが持ち寄った手作りの美味しいごちそうを囲みながらLINE(ライン)の使い方・youtube(ユーチューブ)の楽しみ方を中心にベアーズハウスの浦木さんから説明していただきました。

スマートフォンやタブレットの操作に普段どうしても不安を感じてしまう方、苦手意識をもつてしまいがちな方でも積極的に便利な操作を楽しく学ぶことができた勉強会となりました。

また事務局からも国や新潟県、南魚沼市の新型コロナウイルス対策について説明する場を設け

させていただき、参加者の方からは感染対策も踏まえつつ1日も早い南魚沼市の経済回復に向けて前向きな気持ちを感じることができました。



塩沢商工会に労働保険を 事務委託されている皆様へ

新型コロナウイルスの影響により、例年よりも労働保険の手続きが遅くなっております。今後の予定は次のとおりです。

7月22日 納入通知書の発送
8月7日 第1期分労働保険料引落し
11月2日 第2期分労働保険料引落し
2月1日 第3期分労働保険料引落し

なお、新型コロナウイルスの影響により労働保険料については、1年間の猶予制度があります。詳しくは塩沢商工会までお気軽にお問い合わせください。

無担保！・無保証！ 小規模事業者向けの融資

マル経融資ご案内

日本政策金融公庫

仕入や、諸経費の支払い資金、自動車や機械等の設備資金を必要とする方はお気軽にご相談ください。

ご融資額 2,000万円以内
返済期間 運転資金 7年以内
設備資金 10年以内
利率 年 1.21%(R2. 6. 1 現在)

※条件により市の利子補給制度を受けることができます。

まずはご相談ください!!

塩沢商工会 (電話 025-782-1206)



各分野の専門家がいつでも無料で対応いたします /

新型コロナウイルスの影響による
資金繰り、経営困難、これからの販促プランなど
お気軽にご相談ください。



ビジネスの
課題解決は **よろず** におまかせ!



TEL : 025-246-0058 E-mail : yorozu@nico.or.jp

【ご相談対応時間】平日9:00~17:30

(当面の間、土日、祝日も対応いたします※9:00~17:00)

新潟県よろず支援拠点

HP : <https://www.nico.or.jp/yorozu/>

源泉税所得税の納期の特例で納付する方は 7月10日(金)が期限です。

納付や手続きなどお忘れにならないようお願いいたします。

塩沢商工会 今後の主な予定

7月は新型コロナウイルスの影響により、行事等はありません。

あ
と
が
き

私事ですが4月から着任し、3カ月が経過しました。この間職員と会員の皆様に支えられ少しづつですが仕事も塩沢のことも覚えながら日々を過ごしております。

県をまたいだ人の往来自粛も解除されるなど徐々に普通の生活に戻りつつあります。

これから暑い季節になりますが、熱中症、夏バテにならないようもう一度気持ちを入れ直して頑張っていきたいと思っております。(渡辺)